

越谷校舎学生の掲示等に関する内規

(内容)

第1条 宣伝、告示などのための掲示等を行う場合は、その内容が、学内秩序を乱すものであってはならない。

2 前項の秩序を乱すものとは、個人、団体を中傷、誹謗するもの、風紀を乱すもの、政治、政党活動、宗教活動に関わるものをいう。

(責任)

第2条 各掲示者は、本内規を厳守し、総務部、文化会本部、体育会本部及び藍蓼祭実行本部は、その履行に責任を負う。

(手続)

第3条 文化会、体育会所属団体は、各本部へ、その他の団体は総務部へ掲示責任者並びに掲示期間を届け、掲示物に総務部、文化会本部、体育会本部、藍蓼祭実行本部いずれかの印を受けなければならない。

2 前項以外の掲示物については、学生課の印を受けなければならない。

(場所)

第4条 掲示物の掲示は各号館内に設置されている掲示板及び14号館1階 学びの壁のみとする。

掲示にあたっては画鋏又はセロテープに限り、ガムテープ、のり等の使用は禁止する。

2 掲示物が多数に渡る事が予想される場合には、総務部、文化会本部、体育会本部及び藍蓼祭実行本部の協議により制限する場合がある。

3 学生用掲示版以外の場所に上記掲示物を掲示するについては、学生委員会との協議により、一定時間、掲示が許可される場合がある。

(期間)

第5条 掲示期間は、原則として2か月以内とし、対象の催し物が終了次第、速やかに片付ける。

2 掲示期間内でも破損したものは直ちに片付ける。

3 入試期間、夏期、冬期休暇期間等の掲示は原則として認めない。

(立看板)

第6条 立看板による掲示は、内容、責任、手続、期間についてこの内規を準用する。

(文書)

第7条 文書の配布は、内容、責任、手続、期間について、この内規を準用する。

(1) 学内及びその周辺で、各種の文書を配布する場合は、交通の妨害にならぬようにする。

(2) 文書配布の際、スピーカー等の音量には、住民及び学内業務などの妨げとならぬよう細心の注意をはらう。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、越谷校舎学生委員会の議による。

附 則

1 掲示物への届け出印は別に定める。

2 この内規は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、「掲示等に関する内規」を名称変更し、平成 3 0 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 12 月 13 日から改正施行する。